

箭弓町三丁目地区の地区計画

■地区整備計画

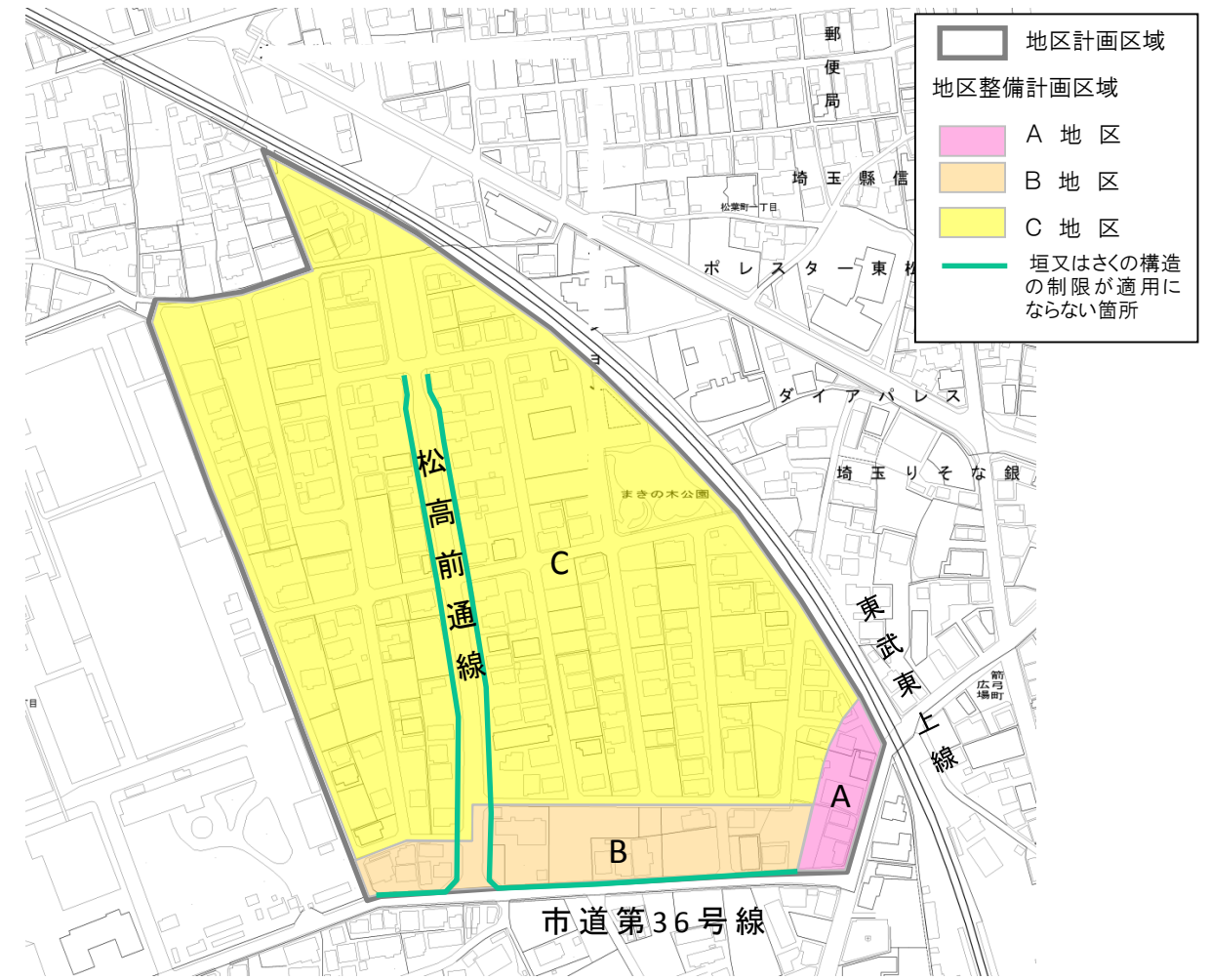
平成 10 年 11 月 12 日 東松山市告示第 191 号



地区の区分 (用途地域)	A地区 (近隣商業地域)	B地区 (第二種住居地域)	C地区 (第一種・第二種住居地域)
	区分の面積	約0.2ha	約0.8ha
建築物等の用途 の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
	床面積の合計が15㎡を超える畜舎	(1)床面積の合計が15㎡を超える畜舎 (2)ぱちんこ屋	
建築物の敷地面積の最低限度	—	150㎡	
壁面の位置の制限	—	建築物の壁、これに代わる柱及び高さ2mを超える門・工作物から、道路境界及び隣地境界までの距離は、0.5m以上離すものとする。 但し、自動車等の車庫(壁を有しないカーポート等)の柱及び軒の高さが2.6m以下、且つ床面積の合計が5㎡以下の建築物についてはこの限りではない。	
		敷地地盤面から15m以下とする。	敷地地盤面から12m以下とする。
建築物等の高さの最高限度	—	敷地地盤面とは、土地区画整理事業により造成した時点における、その宅地の平均地盤面をいう。	
建築物等の形態又は意匠の制限	—	屋外広告物は、美観及び風致を良好に保つために刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。 敷地内への新たな盛土は行わないものとする。但し、建築に際して行われる敷地内の再整地で、敷地地盤面を超えない範囲で行う場合はこの限りでない。	
かき又はさくの構造の制限	—	道路境界及び隣地境界に設ける場合のかき又はさくの高さは、敷地地盤面から1.5m以下とする。但し、都市計画道路松高前通線及び市道第36号線沿いは除く。	

建築物等に関する事項

■地区区分図



かき又はさくの構造の制限

- A地区ではかきさくの制限はありません。
- B地区及びC地区(地図に示す「かき又はさくの制限が適用にならない箇所」を除く)では高さを1.5m以下とします。

